

外国人の使い方

— 19世紀末フランスにおける国籍法法案の議論と世論の分析 —

宮崎 友子

1. 問題意識

国籍は国の構成メンバーの基準を定めた法律である。国籍という日本語の英語訳・フランス語訳はそれぞれ nationality・nationalité となるが、これらの外国語にはそれとは別に国民としての心性・国民的アイデンティティを意味する役割もある。国民になるための条件を明示した国籍法に国民としての心性が明記されることはなかったが、しかし、nationality・nationalité という言葉そのもののなかに、国民であることの客観的位相と主観的位相の両方が内包されていることに注意を払わないわけにはいかない。

筆者はフランス国籍法のひとつの原理である出生地主義の導入経緯を、1882年から1889年までの議会資料をもとに検討した。新しく別の国からやってきた人々を順次国民のなかに組み込むことができるこの仕組みは、外国人労働者の大量流入に伴う労働市場での競争激化と、徴兵という国民的負担（つまり、外国人には義務がない！）に起因する国民の強い不満を、部分的に解消する。また、帝政・王党主義から決別した共和主義的政体を確立しようとしていた第3共和制にとって、その支配の正統性は国民主権によって担保される。したがって、国民的支持の回復は国家にとって重要事項となりつつあり、国家が国民的関心事に積極的に関与・介入する姿勢を見せる必要があったのである [宮崎 2006]。このような視座では、国籍の授与・国民規定のための基準は、きわめて道具的に受け止められる。

また、フランス革命から今日までの国籍法を検討したヴェイユは、nationalité が言語的に nation の派生語であるにもかかわらず、その意味内容は必ずしも一貫性があるわけではないという。彼は国民建設にまつわるイデオロギー的正統性の違いに応じて、国籍付与の原理がフランスモデル（主意主義）とドイツモデル（血統主義）に二極化した [Brubaker 1992] という非常に頻繁に参照されるブルベイカーの тезис を、ここで否定するのである。なぜなら、現在と将来にわたるフランスでの居住が王への個人的忠誠であるという考え方が出生地主義の根拠となっていた旧体制下とは異なり、19世紀後半に入ってから出生地主義の根拠は過去の居住実績＝教育による社会化・フランス化に依拠しているからである [Weil 2002: 60-61]。彼の理解を敷衍すれば、フランスでの居住期間が長くなり、フランスでの生活のための知識が増加すれば、自動的によりフランス人であるということであり、そこには国家への忠誠も国民的アイデンティティも国民同士の親近感といった意識も表に出てくることはない。

しかし、出生地主義が現在の形で導入された1889年は、普仏戦争から20年弱しか経過しておらず、戦争と敗戦による国民的感情の高揚があった時期であろうと、20世紀を生きてきた現代のわれわれには憶測される。それにもかかわらず、血統にも契約にも拠らず、手段的に外国人の国民共同体への取り込みを促進する出生地主義の国籍法が採択されたのは奇妙にも思えるのだ。すでに議会資料などから経験的に検証された国籍法の道

具性を全体的に再考することはできないが、しかし、当時外国人が心情的にどのように受け止められていたのかを検討し、さらには外国人という存在が国民間関係・国民的地位においてどのように用いられたのかを明らかにすることが本論の目的である。本論の構成は、次の第2章で資料調査の方法について述べ、第3章では主に議会と政府系新聞における帰化の促進に対する肯定的意見を描き出す。第4章では反対に、大衆紙が伝える外国人へのフランス人労働者の反発と蔑視について触れる。3章と4章ではそれぞれ、外国人に対する視線の中に、外国人に対置した我々フランス人・フランスという国の優等性の意識が見出せるだろう。

2. 方法

外国人に関する当時の研究は、主に経済学と法学の分野で行われていた。経済学の分野では、出生率の低下にともなう人口増加を埋め、安価な労働力を提供する存在としての外国人労働者の導入に関心が置かれ、法学の分野では彼らの地位と権利の詳細、とりわけ帰化と相続に関心が置かれた。いずれにせよ、実際の生活者としての外国人ではなく、数字上のまたは法概念上の外国人に対する関心である。本論では、上からの視座として、議会議論で現れる外国人像を検討し、同時に草の根レベルでの外国人に対する視線に近接するために、大衆紙の記事の分析を試みる。大衆紙は労働者階層に最も読まれた読み物であるが、その編集は大衆層の啓蒙を目的とする場合や、販売数を拡大するために“当たり障りのない”主張をする＝“結果的に何も言っていない”場合もある [Kalifa 2001: 33]。さらに、批判精神や参照とすべき文学の知識もない大衆は、政治や国際関係といった一面を占める記事よりも、わかりやすい楽しみを求めて連載小説や三面記事を読んでいた [Kalifa 2001: 26]。したがって、大衆紙がそのまま大衆層の世論を反映し、大衆紙の伝えること

すべてが読者に伝えられたと直ちに考えることは差し控えなければならない。それでも現在までに閲覧可能な状態で保存されている大衆に身近な唯一の印刷物であるうえに、厳しい販売競争を生き残るため大衆におもねった記事＝大衆の欲求を掲載した記事であったとも考えられるため、これを重要な資料として利用する。なお、新聞出版に関する検閲制度は1881年の法律で禁止されている [Bellanger et al. 1972: 8]。

19世紀は「読書」が到来した時代であった。社会的進歩と教育の進化を結び付けて重視した、フランス革命以来の自由主義的哲学の影響で、義務教育法が施行される1881年以前から、家族、教会、共同体などを經由して人々は読み書きを学んでいた [Kalifa 2001: 24]。識字率に関する調査がしばしば自分の名前がサインできるかどうかの基準で行われていたために完全な識字状態を知ることにはできないが、少なくとも1860年代では男性の75%、女性の65%が結婚の契約にサインをすることができたという報告 [Kalifa 2001: 23]と、19世紀中ごろ以降では、都市の大衆層（職人、小商人、労働者）はすでに識字能力があったという研究もある [Bellanger et al. 1972: 142]。読書が富裕層に限定されていた19世紀はじめに対して、道路交通網の整備と印刷技術の発展による印刷物の価格の低下と、悪化する経済状況にもかかわらず労働時間の短縮・収入の増加という相対的な生活レベルの引き上げの2つの要因によって、印刷物の購買層は下層階級にまで拡大された [Kalifa 2001: 25-26]。労働者階級を新しい読者のターゲットとした大衆紙は、19世紀前半のその販売価格を引き下げた。19世紀前半、新聞はおおよそ1スー¹⁾で販売されていたが、1871年当時パリで発行されていたおおよそ50程度の新聞のうち、4紙が5サンチームで販売をしていた。その後、1882年には30紙、1892年には51紙にまで刊行を増やした [Bellanger et al. 1972: 140-141]。

本論では、次々と刊行しついに読者を獲得す

ることなく消えていく新聞もあった玉石混合の大衆紙の中から4紙を選択して、1882年から1889年までの発行紙面をマイクロフィルムで確認した。『Le Petit Journal（小さい新聞）』、『Le Temps（現代）』、『Le Cri du Peuple（人民の叫び）』、『L'intransigeant（妥協しないこと）』の4紙はいずれも日刊紙で、紙面は4ページ構成である。

まず第1に選択した『Le Petit Journal』は1863年創刊の大衆紙であり、従来のクオリティペーパーよりもフォーマットとページ数を縮小した上で、5サンチームという低価格で売り出した画期的な新聞である。以後、大衆紙の乱立時代に至るまで、この紙面のデザインや編集が模倣されることになる代表的な一紙である。さらに、パリや大都市だけでなく広範な販売網を活かして地方にも販売し、1880年には発行部数が60万部ほどになり、1890年には100万部に達し、その後1900年代初頭までフランスの最多発行部数を誇る新聞であった〔Bellanger et al. 1985：300-301〕。さらに、生活に余裕のない労働者たちの間では、新聞の回し読みが習慣であったため、実際の読者数は発行数をかなり上回ると推測できるだろう。編集の政治的立場は穏健共和主義とされており、しばしば啓蒙的な論説を載せることがあるが、掲載する記事の範囲は多岐に渡る。必ずしも毎日政治の動きを追っているわけではないが、一面の政治・経済・社会問題の社説と連載小説が多く、多くの購買層である労働者を満足させた。当然、労働問題は無視できないテーマで、一貫して保守的な主張を行っている〔Bellanger et al. 1972：220-221〕。

次に選択した『Le Temps』の発行数は1880年で22000部、1884年で3万部と少ないが、その読者層の特質によって無視できない一紙である。保守共和派としてこの新聞は都市部の小ブルジョワ（商人、教師、事務員、工場所有者など）に普及し、政治的活動に直接・間接にかかわる人々の愛読紙であった。大衆階層をメインターゲットとしている『Le Petit Journal』とは異なり、記事

内容の理解度・把握度・活用度がより高いと考えられる。さらに、本紙の記事はそのまま複製されてほかの新聞（特に地方紙）に掲載されることがしばしばある。記事は国内政治と国際関係に多くが割かれ、政治的立場は“政府系”とまで言われるほどに公的ディスコースに近く、社会主義やブーランジズムを敵視している〔Bellanger et al. 1972：33-34, 36〕。

『Le Cri du Peuple』は労働者階層のなかで社会主義新聞として最も多くの読者を獲得した。社会主義機関紙などとは異なり、社会党の幹部の意見や教義だけでなく、三面記事や連載小説などを載せた最初の大衆紙である。新聞の成功は、1884・86年の大規模な労働争議に関して克明な報道をしたことに起因し、当時で6万部の発行部数に到達した〔Bellanger et al. 1972：372-373〕。

急進派からは発行部数71000部（1880年）の『L'intransigeant』を選択した。その創刊者は社会主義者であったが、記事内容は社会主義的ではなく、ブーランジズムについてはナショナリズムに傾倒している。

欄割りが少なく、無題の記事が多い当時の新聞の特徴と、筆者のフランス語能力の限界のために、紙面全部を読破するのではなく、選択的に記事の記録をとり、読むこととした。記事を選択的に読むための基準は以下である²⁾。①タイトルに「外国人」、「移民」、「国籍（法）」、「侵略」、「不公平」の言葉、国名、外国人労働者に関する記事であることを想起させる言葉があること、②1・2面の記事（3面の多くは事故、事件、劇場・イベント案内などの生活情報と連載小説、4面は株価、求人情報、広告が主たる構成となっている）、③タイトルのない記事については、最初の2段落までを読み内容を判断する³⁾。内容分析にあたって注意したことは、書き手の立場・性質と主張の内容を独立させず、繰り返される主張は特に重視することである〔Schor 1985：25-26〕。ただし、記事が外国語ということから言葉の選択にかかわる判断は、特に意識をせずともおのずから言葉にこめ

られた意図がわかる場合を除いて避けた。

3. 議会と大衆紙紙面における外国人の同化に関する楽観主義

19世紀末の国籍法法案を世論の動向とあわせて検討した研究に、モンドニコの修士論文(mémoire de maîtrise)がある。彼女によれば、当時の議会において、外国人を帰化の促進とフランスでの出生に依拠した国籍付与によって外国人を国民共同体に組み込んでいくことについて、ネイティヴィスト的発想(血の純粋性や民族的資質が脅かされ、変質する恐れ)から反対する意見は存在するものの少数派であり、多くはフランスの同化能力の高さを頼みにして、外国人のフランス人化に肯定的であったという[Mondonico 1990: 104]。外国人のフランス人化が、外国人労働者の大量流入によってフランスの労働市場が席卷されるといった「平和な侵略(invasion pacifique)」に対する解決策となりうると提示している[Mondonico 1990: 47]。

しかし、そもそも国籍法の法案は、長年にわたり改正を重ね、関連法に付属するなどして点在してしまっただけで、現実の現象に対応できない欠陥を埋めるために、ひとまとまりのわかりやすい法律に整備することであった。同時に、半世紀にもわたって2世代、3世代とフランスに定住している外国人世帯の取り込みを、外国人への権利の拡大(グランゼコールへの入学可能性を開く)と義務の拡大(兵役の義務)という餌とムチで促進させようとしたものであった。帰化の促進が必要とされたのは、民事上の権利の違いがほとんどない生活環境の中で、長期にわたってフランスに住み、フランス人と変わらない生活をしているにもかかわらず、兵役が免除されていることについての国民の不満に対応するためだった。Batieが最初に国籍法法案を上院に提出したとき、彼は法案提出の動機を説明する中で次のように言及している。「フランスの法による保護を受けて

生活しているにもかかわらず、フランス人になる意思の表明もせず、出身国の兵役の義務からも逃れている外国人に対して、我々はいかなる共感も持ち得ない(JO, Compte rendu du Sénat, 1882年4月1日)。」

さらに、1886年11月15日の上院での国籍法議論でAlfred Naquetは未成年での帰化を部分的に容認する意向を示して次のように言った。「子供がグランゼコールに入学を希望するような裕福な家庭については、かつての法律が可能にしたよりも多くのフランス人を作り出すことができる新しい法制を与えることに同意する。しかし、兵役の義務にもかかわらず、フランス国籍の獲得を望んでいるかもしれない貧しい階層に属する人間、労働者大衆については同様ではない。彼らの帰化についてはあなた方の形式主義と帰化のための申請料などがその進展を遅らせるだろう(JO, Compte rendu du Sénat)。」この意見の中では、帰化させたい外国人と帰化を妨げたい外国人の間の区別は明確である。1882年の法案提出当時からコンセイユデータの意見が表明された1886年ごろまでは、外国人労働者の同化への懸念はもとより、彼らの帰化促進などは議論に見られることはない。

しかし、1886年以後、労働者階級の外国人問題に対応する必要性がしばしば提起されるようになると、国籍法の議論のなかで、望ましい外国人カテゴリと新規入国の外国人労働者が、同じ兵役の不平等のもとで問題化され、帰化促進対象として混ざり合ってしまう傾向がでてくる。De Gavardieは帰化条件の緩和の議論に反論して次のように述べている。「あなた方のところにはパリの求職中の貧しい労働者からの訪問はないだろうか。このような条件で、-このような言い方をお許しください。これは本当にばかげた話ですが-フランス人の利益を犠牲にして、外国人の帰化とそして外国人との競争を増加させようというのでしょうか。」(JO, Compte rendu du Sénat, 1887年2月3日) 帰化はフランス人女性との結

婚かフランスに対する著しい貢献などがあった場合に簡略化されるに過ぎないのであるが、彼は急増する外国人労働者までも直ちに帰化法の射程に入れていると混同しているのが見て取れる。帰化させたい外国人カテゴリは不変でありながら、兵役の不平等はフランス人労働者と外国人労働者間の競争の一原因となることから、法案の最初の目標である定住外国人と新規で入国してきた外国人労働者が同じレベルで論じられることになるのだ。フランスの低出生率を埋めて人口という国力の指標を高めること、安価な労働力を確保して産業の国際競争に対抗すること、といった外国人労働者と彼らのフランスへの同化がもたらす効果は無視できないもので、外国人を追い出さず、国民も刺激せず、“国益”を最大化させる方策が模索された。以下、フランスの同化力を頼りにして、このふたつの外国人カテゴリを半ば混同させたまま、外国人のフランス人化に対する肯定的な意見が、国益の名のもとで展開される。

1) 外国人の帰化の妥当性

在仏外国人の統計を見ると、1851年には379289人（総人口比1.06%）であった外国人が1866年655036人（1.72%）、1876年801754人（2.17%）、1886年36700342人（2.97%）と増加を続け、35年間の間に3倍近くまで膨れ上がっている [Statistique générale 1893 : XII]。全国平均をみると3%台までにとどまっている外国人比率であるが、当然ながら移民は雇用の見つけやすい産業都市、また出身国からアクセスの良い都市・耕作地へと集中する傾向があるため、特定の県に外国人がそれぞれの出身国別コロニーを形成して集住する傾向がある。1851年から1886年までの間にその人数を3倍以上に増やしたイタリア人（4.17倍）、ベルギー人（3.76倍）、スイス人（3.08倍）の3国に絞って地理的分布を見てみると、イタリア人の場合、Bouches-du-Rhône、Alpes-Maritime、Seine、Var県の4県だけで1891年時点のイタリア人人口の75%以上を占め

ており、ベルギー人はNord、Pas-de-Calais、Ardenneの3県で72%、スイス人はSeine、Doubs、Rhoneの3県で52%である [Statistique générale 1893 : XVIII, LXXV, LXXVII, LXXXI]。北部や地中海沿岸地域では街の人口比で24%から30%にも達する場所がある [Statistique générale 1893 : XXIII]。

したがって、外国人人口が自治体単位で20%にも30%にも達する地域にとって、外国人問題は火急の問題である。下院での国籍法議論の際に、Antonin Dubostは帰化の促進よりも外国人の流入の抑制を優先させるべきだとする意見に対して「あなたはフランスの領土の中に外国人人口がフランス人人口よりも多い地域があることを忘れていました。もしあなたがフランス国籍取得の条件の緩和を必要と認めなければ、それは軽率というものだ」(JO : Compte rendu de la Chambre des Députés, 1889年3月16日)といさめた。統計上外国人カテゴリからフランス人カテゴリへとドミノ倒しのように人数を調整することで、国家的危機を乗り越えられると考えているように見える。同じ議論の場で、Maxime Lecomteは彼に同調して「真の国家的危機は、…フランス国民のなかにそれとは異なる諸国民を形成するままに放置することである」と述べている。為政者の側から見ると、この水準での外国人の集住は、国内的なセキュリティの観点から危険であるとみなされるのであろう。なぜなら、数字の上で文字通り侵略 (envahir) されているだけでなく、外国人が「長い間帰国の意思を持たずに出国したままの状態である」ので「いかなる祖国にも属しておらず」、したがって「祖国の法にも従わず」、「(フランスのなかでも：筆者補足) 国民的連帯と共通の責務の外側にいる」(T, 1886年11月19日)とみなされていたからである。外国人が帰属なし・責任なしの状態ですべて生活していることへの不満は、1887年2月、上院での国籍法議論のさなかにParisによって述べられてもいる。「彼らはこう言う。『我々はベルギー人である。両親がフランス生まれだ

としても、ベルギー人であり続ける。しかし私たちは国境をまたいだフランス側にいるので、フランスはもとより、ベルギーも我々の愛国心を当てにすることはできないのだ」と(JO: *Compte rendu du Sénat*, 1887年2月3日)。また、*Le petit journal* 紙は1886年の国勢調査の結果を詳細な数字とともに紹介し、「国境沿いと海岸沿いの県、またSeine県での外国人の集住は、政府にとっての厄介ごと、人々にとっての問題の原因になるだろう」と述べた上で、「外国人男性とフランス人女性の間のフランスでの結婚⁴⁾が法律上外国人の子供しか生み出さない」ことも問題のひとつとして指摘した。もともとはフランス人だった母親からフランスで生まれフランスで育った子供が、ほかのフランス人の子供が果たす国民的義務(兵役)から免除されていることの不条理さがあるというのである(1887年2月21日)。

こうした外国人問題に対して、リベラル⁵⁾系新聞は「外国人移民は我々全員にとっての関心に値する問題である。しかし、解決法はいま我々が探しているところにはない⁶⁾。我々の思想ではこうした(外国人という構成: 筆者補足)要素を排除することは許されず、彼らを我々に同化させることが望ましい。彼らを追い出すのではなく、むしろ彼らをしてフランス人労働者にすることを考えよう」(T, 1886年1月27日)という。理由のひとつは、「フランスに半世紀にもわたって定住している外国人は、フランスに財産を築き、フランス語以外の言語を理解せず、フランスの法律によって保護され、フランスの文明の恩恵をうけて」(P, 1888年10月1日)おり、彼らはすでに社会的にフランス人であり、彼らが外国人であるのはただ法律上の都合であるだけだからだ。下院に提出された国籍法に関する報告書⁷⁾では次のようなくだりがある。「フランスやフランス植民地で暮らすことに彼らにとってのメリットがある。そもそもどうして彼らがフランスを出て行くことができようか。フランス生まれの外国人からフランスで出生したものが、傾向、習慣、習俗の面から

みてフランス人であるということは当然ではないだろうか。そして、そのような個人が彼と父親が生まれたこの国に対して、彼の関係と利害をはぐくんだこの国に対して、本当の愛着があると想定するのは理にかなっているのではないか」(JO: *Annexe 2083, Chambre des députés*, 1887年11月7日)。

2) 国民的成り立ちの確認とそれによる外国人の同化の正当化

こうした時間の経過による社会的同化の完了を支持する見方は、さらにフランスのアイデンティティの確認と称揚へとつながる。「今日のフランス人は、自らの民族(race)を非常に誇りに思っているが、フランス民族とは複数の民族からなる緩やかな構成物ではなかったか」(T, 1885年3月1日)、「人類学的に言えば、ベルギー、ドイツ、イタリア、スペインという国々から来た多くの移民たちは、我々国民の構成を大きく変えることはなさそうである。我々はその言語と文明をローマ人に負い、イベリア人、アキテーヌ人、ベルギー人、フランク人、ブルゴーニュ人、ゲルマン人など多くの人々が我々国民の構成要素として数えられている」(T, 1883年7月31日)。したがって、「我々は外国人がやってきて我々の血の純粋性を変質させるという恐怖は持たない」のであって、諸民族の混合から形成されている国民(nation)であることこそが「我々のオリジナリティで、かつ我々のちからである。」「フランスという祖国の統一性は、偉大な道徳的観念である。我々は祖国が自由にその輝きを放つままにしておこう」(T, 1886年1月27日)と、フランスの歴史的な同化過程を称揚したうえで、帰化の促進をこれに依拠して肯定するのである。

4. 議会と大衆紙紙面における外国人に対する蔑視と憎しみ

しかしこうした“寛大さ”の語りとは別に、世

論だけではなく議会にも外国人に対する軽蔑と憎しみの感情が表出することがある。前節で述べたような歴史の美化された流れほどには、世論は寛大でなければ成熟もしていない。1870年から第一次世界大戦までのフランスにおける外国人嫌いについての社会史をまとめたドーネルは、むしろ19世紀終わりの外国人に関する語りのなかに、保護主義と外国人嫌いをより強く見出している[Dornel 2004: 178-190]。

1) 有利な立場の外国人労働者への不満

「社会的状況は日ごと厳しくなり、仕事は足らず、生活手段に事欠き…こうした困難は物乞いの数を心配なペースで増加させている。非常に厳しくかつ長期化しているこの危機を被っているのはフランス人だけではない。我々の隣国も被害にあっており、(けれど)よく考えてみれば我々は隣国よりもまだましな状況にいるのだ。その証拠は、祖国では日々の糧を稼ぐことができず、フランスにそれを求めてやってくる恐ろしい数の外国人の存在だ。いつでも自らを優れて歓待の民であると考えており、この自由な精神をこれまで発揮してきた我々は、ひょっとするとそれを濫用する傾向すらあるのではないか。寛容さについての名高い名声を維持するのはすばらしいが、しかし騎士道的なこの感情のために、騙されるままになってはいけない」(P, 1886年9月22日)。この長い引用から見て取れるのは、外国人に対する本質的な強い警戒感と、国民が失業する厳しい不況にもかかわらずフランスが外国人に門戸を開放していることを皮肉った強い批判である。なぜなら、外国人労働者はフランス人労働者よりも低賃金で仕事を引き受け、また兵役から免除されており、さらには言語や習慣の理解度の低さからしばしばフランス人労働者よりも従順であることなどを理由に、雇用者からフランス人よりも重宝される状況があるからだ。「地域行政官は外国人労働者の侵入に警戒している。フランス人労働者の大部分が失業中であるときに、彼らの大部分はイタリア

人、スイス人雇用者によって採用されている」(P, 1886年3月5日)。「鉄道建設現場において深刻な動乱が起こった。大きなトンネル貫通工事に3000人の労働者が雇用されているが、うち2000人がイタリア人でフランス人は1000人である。フランス人労働者の請願にもかかわらず、雇用者はさらに25人のイタリア人を雇ったために、フランス人労働者が抗議活動を行い雇用者にイタリア人を解雇させた」(C, 1886年7月23日)。「イタリア人は上司に贈り物を贈ることで仕事を買占めている。…フランス人労働者が失業しているときに、外国人へ雇用の優先があることは受け入れられることだろうか」(I, 1887年10月16日)。

さらに興味深いことに、外国人に対する選好は雇用の面にとどまらない。Maxime Lecomteは国籍法改正議論のさなかにある労働者から寄せられた手紙を世論の典型として紹介している。兵役に出ない外国人の息子のほうが早く出世することに対する不満を述べた後でこの手紙は以下のように続く。「さらに別の問題もある。結婚適齢期にある娘に持参金を持たせられる両親のところでは、同じような立場のフランス人男性と外国人の男性から求婚される。両親はこう考えるのです。『こっち(=外国人:筆者補足)のほうは兵役に出ないで済む。彼には28日間の奉仕だけではなく13日の奉仕さえない。彼は戦時に兵隊にとられることは決してない。うちの娘は彼といるほうがずっと幸せだろう。』これが雇用者の利益であり、家族の利益なのだということがお分かりだろう。このようにして外国人は我々から我々の居場所、仕事、婚約者を奪っていくのです。』(JO: Comptendu de la Chambre des Députés, 1889年3月16日)客観的な条件が同じであるならば、結婚相手には外国人男性が好まれた例もあるのだ。こうした外国人に向けられた選好によるフランス人の不満が表明される例は枚挙に暇がない。

2) 暴力的でただのりの外国人労働者

また日々のパンをめぐる競争から生じた恨みの気持ちは、多くの場合乱闘騒ぎへと発展する。「ドイツ人労働者とイタリア人労働者の間の乱闘が求人時間に起こった。労働者のひとりが刃物で切りつけられ軽傷を負った。争いや刃物でのやりあいは、お互いをねたましく思う異なった国籍集団の間でよく起こる」(P, 1885年4月9日)、「(フランス人労働者の抗議によって職場を追われた)2000人のイタリア人は苛立ちの頂点で、斧やナイフなどで武装してBeauriersを出発し、橋の前までやってきた。」(C, 1886年7月23日)。ここで描かれる外国人労働者は暴力的でナイフをいつでも携帯しているようだ。

こうした外国人の描き方は、外国人の凶暴さ、ずるがしこさ、文明度の低さを強調する。たとえば、重罪裁判所で外国人犯罪の審判をしている陪審員は、イタリア人が多いこと、そして彼らが刃物を肌身離さず持っていること、その上アルコール依存症を自分の犯した罪の言い逃れに使うことに辟易して、「アルコール漬けになるなら、よそでやってくれ!」と言い放ったという報道がある。この記事は続けて、「イタリアは社会のくずをフランスに送りつけてくる。パリは自らの歓待に対して火薬や弾丸で報いる獐猛な外国人をかくまっている」と述べている(P, 1885年5月1日)。また別の紙面では、外国人犯罪の増加を問題にしている。「フランスとアルジェリア以外で生まれた個人に対する刑事罰と軽犯罪の有罪判決は毎年心配な割合で増加している。…1885年時での在仏外国人の人数が983052人であるのに対して、有罪判決を受けた外国人は20255人で20%に達した。フランス人の犯罪率は5%に過ぎないの」(P, 1887年9月8日)。

また、フランスに住む75000人のイタリア人のうち雇用されて自活しているのは10000人にしかすぎず、多くは病院に収容されている⁸⁾と非難する指摘も存在する。こうした状況をフランスの医療保護やヒューマニティを悪用しているとみなし、

ずる賢いイタリア人の印象を語った紙面もある(P, 1887年11月19日)。

3) 啓蒙されていない外国人労働者

さらに、フランス人労働者が受け入れることができない賃金で働く外国人労働者に対しては、「動物のような生活に耐えられる」「人間の機械(machine humaine)」であるとする非難的にして侮蔑的な呼称が用いられる場合が多々見られる。「我々はより厳しく報われない仕事を外国人労働者に任せるようになる。彼らは祖国ではもっと少ない賃金でやりくりすることに慣れているし、少ない賃金でも満足できる。」(T, 1883年7月31日)「我々はいつでもフランス人労働者と同じ条件で仕事を探しにやって来る外国人労働者を完全な誠意を持って受け入れる。我々が制限したいのは、動物のような生活に身を落とすことを甘受してしまった西洋の苦力(クーリー)、低賃金=労働者の悲惨=文明レベルの低下を招くこうした労働者によってフランス人労働者が追い出されることである(傍点筆者)」とL'intransigent紙は非難する(1886年2月16日)。こうした発想は、ストライキのときにフランス人労働者と足並みをそろえずに働く外国人、目の前の利害しか考えられない個人主義的な労働者に対する苛立ちをあらわしていると考えられるだろう。また、別の日にはL'intransigent紙は、大衆層の間でベルギー人やドイツ人と比べてイタリア人についての印象が悪いのは、イタリア人の抵抗精神と連帯意識の欠如にあると指摘する。「最も不人気なのはイタリア人である。フランス人はイタリア人を民族的な妹分であり、政治的な同盟であるとも考えている。けれども、イタリア人がフランスにおいて(自ら:筆者補足)生きることなくただフランスを当てにして、フランス人労働者から見れば非常に劣悪な物質的条件に満足していることが、(翻っては:筆者補足)彼らをしてひどい賃金で働くことを受け入れさせ、同時に一般賃金の低下を招いていることをフランス人は非難しているのだ。

さらに、イタリア人は彼らの間でしか付き合いがなく、フランス人労働者に対して敵対的な態度をとることも良くない。」(1884年3月11日)

「孤立し、家族もなく、つれてこられたその国やその国の言語、習俗も知らず、したがって自分を守ることができない、労働にとっての重要な素材(C, 1885年2月21日)」に身をおかざるを得なかった外国人の状況への配慮は、国民優先の発想の前に消し去られてしまう(「彼らの国が彼らを食べさせることができなかつたとしても、それはフランスの責任ではない(P, 1885年5月1日)」。こうして、一部の労働市場ではフランス人労働者がフランス人であるがゆえに外国人労働者に対して不利な状況が生まれているため、彼らの要求と主張の正当性は、自分たちの国民としての優先されるべき立場、外国人労働者よりも優等な文化程度に置かれるようになるのであった。

5. 議論のすれ違いと外国人の使われ方

これまで見てきたように、外国人問題は社会の上部にも下部にも重要なテーマとして認識されてきた。同じように外国人問題に取り組んでいるように見えながら、しかしそこにはすれが見出せる。前者が実際に制度化に取り組んだのは、あくまでも定住外国人、それも移民2世代、3世代の人々である。しかし、後者が最も問題視したのは、一時的な出稼ぎや祖国での飢饉や動乱からの緊急避難として働きにきた外国人労働者であった。そもその法案が対象としていた外国人問題が、不況と外国人労働者が引き起こす国内労働市場での過競争によって高まった世論によって、7年の議論の間に議論の対象が自然と拡大していった。

3節で扱った自由交換主義者たちが述べた外国人の同化可能性と帰化促進の必要性は、安価な労働力を確保するための方便であったといえるだろう。大衆が要求する外国人労働者の制限の実施をプラグマティックには労働の自由の概念や国際協定によって、そして思想的にはフランスのヒュー

マニティと国民形成の歴史に依拠したナショナル・アイデンティティによって退け、外国人の国民的義務への編入を確かなものにするために、帰化の促進を肯定した。当然ながら、帰化には申請のための一定の条件や国家の申請拒否権があり、誰でもが国籍を取得できるわけではない。それでも心配な議会は、帰化外国人に上院・下院に対する被選挙権の行使を、帰化後10年間禁止した⁹⁾。実際には帰化促進派は、自らが主張しているほどにはフランスの同化作用を楽天的に信用しておらず、外国人に対する警戒感は残り、排除は制度化された。

一方、4節で述べてきたのは大衆層からの外国人への視座があからさまに敵対的であることだった。社会主義系新聞『Le cri du peuple』が何度となく要求しているように、最低賃金法が制定されれば、外国人労働者による賃金のダンピングはなくなり、彼らを排除したり負担を増加させることなく、競争を緩和させることができる(1884年1月3日、1885年2月21日、1887年6月25日)。それにもかかわらず、労働者の敵意は多くの場合雇用者ではなく、競争相手に向かった。競争相手に対して有利な立場に立つために、彼らは外国人労働者の貧しさ・粗野さを利用して、「われわれ国民」の善良さ、文明化された生活を言いたてる一方で、国家に対しては外国人より労働市場で劣位に置かれている「われわれ国民」の保護を当然の権利として要求するのだ。

外国人の存在は、政治・社会問題として問題化することで、為政者と生活者のあいだに共通の 이슈を生み出すが、同時に社会階層によって異なる利害をそれぞれ「ナショナルな一般利益」の名の元で表面化させる。また、国民としての自尊心を高めながら、それぞれの利害の解決法として外国人の排除を正当化させることを可能にする。結局、外国人という他者を参照項として、受入国の都合の中で、国民の間の収斂と差異化が起こっているのだ。

外国人問題を検討するということは、階級を超

えた国民的アイデンティティの形成と、階級によって区分された国民間関係の相克という異なる2つのベクトルを同時に検討していく作業に他ならない。

註

- 1) 1 スーは 15 サンチームに相当する。
- 2) Le Temps 紙についてのみ記事目録が存在したため、毎日の記事を目視することなく、目録から探した記事を取り上げている。但し、インデックスに、外国人、移民、帰化、国籍法などの用語はなく目録を全目視することで見つけている。
- 3) この調査は当初、1889年6月26日法の制定にまつわる世論の反応を調べるために行われたものであるため、議会の動きの報道、法案の内容、議会と法案についての批評をどれだけ伝えているかにも関心が払われ、各地で頻発した外国人労働者とフランス人労働者の間の暴力的対立の報道については、おおむね省略した。労働者間の対立事件については、ドネルの『敵意的なフランス：外国人嫌いについての社会学的歴史学』が詳しく検討している。また、対象とした期間は、国籍法改正法案が提出された1882年から法律が成立した1889年までとした。しかしながら、結果として、国籍法の国民になる基準についての各紙独自の見解を伝えたものは非常に少なく、後に外国人一般をテーマにした記事の検索へと変更した。
- 4) 国際結婚の総数は1888年で8147件、そのうち子供が外国籍になるケースである外国人男性とフランス人女性の婚姻数は4604件。フランス生まれの外国人は外国人人口の37.3%である [Statistique générale 1893 : XXVII, XXXIV]。
- 5) 当時のリベラルは、自由交換主義、国家介入反対という自由経済至上主義を指す傾向があることに留意。
- 6) この時期、外国人労働者に対してフランス人労働者を対等または優利にするために、前者に対する滞在税の課税、外国人の雇用者に対する課税、公共事業での外国人労働者の雇用禁止などを求める

法案が連続して提出されており、「我々がいま探しているところ」とはこうした保護主義的な政策案を指している。

- 7) 上院で採択された移民3世に対してフランス国籍の放棄権を認めた国籍法案に対して、下院では放棄をより少数にするために、父親のフランス滞在歴の長さなどを条件にしてその権利を制限する法案を提出した。この説明は、外国人に国籍を与えることで生じる負担の拡大によって、外国人の流出に対する懸念を打ち消す文脈で述べられた。
- 8) 年間10000人の収容病人のうち、フランス人は6000人で3400人がイタリア人であるというデータを元にしてている。
- 9) 1889年6月26日の国籍法の第3条「帰化外国人はフランス市民の地位に与えられたすべての民事的、政治的権利を享受する。しかしながら、特別法がその期間を短縮しない限り、帰化のデクレが発せられたあと10年間は立法議会に対する被選挙権を持たない。」(JO, Lois et décrets, 1889年6月28日)

文献

- Bellanger, Claude et al., 1972, *Histoire Générale de la Presse Française* : tome 3. de 1871 à 1940, Paris : Presses Universitaires de France.
- Brubaker, Rogers, 1992, *Citizenship and nationhood in France and Germany*, Cambridge : Harvard University Press.
- Dornel, Laurent, *La France hostile : Socio-histoire de la xénophobie (1870-1914)*, Paris : Hachette Littératures.
- Kalifa, Dominique, 2001, *La culture de masse en France 1. 1860-1930*, Paris : Découverte (collection Repères).
- 宮崎友子、2006「国民統合機能としてのフランス国籍法の出生地主義：1889年6月26日法について」日本社会学会第79回大会報告。
- Mondonico, Cécil, 1990, *La loi du 26 juin 1889*

sur la nationalité, Mémoire de Maîtrise, Université Paris 1.

Schor, Ralph, 1985, *L'opinion française et les étrangers. 1919-1939*, Paris : Publication de la Sorbonne.

Statistique générale de la France, 1893, *Dénombrement des étrangers en France : Résultats statistiques du dénombrement de 1891*, Paris : Imprimerie nationale.

Weil, Patrick, 2002, *Qu'est-ce qu'un Français : Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Paris : Grasset.

資料

Journal Officiel : 1882-1889. (論文中ではJOと記す)

Le cri du peuple : 1882-1889. (C)

L'intransigeant : 1882-1889. (I)

Le Petit Journal : 1882-1889. (P)

Le Temps : 1882-1889. (T)